

住民監査請求（府職員給与等の立替払）の結果について

大阪市監査委員は、次のとおり、令和3年12月2日（木曜日）に提出された住民監査請求について、令和4年1月24日（月曜日）に請求人に監査結果を通知しました。（棄却、結果は同年同月21日決定）

1 請求の要旨

- （1）大阪市監査委員は大阪市の財政局に対し、大阪府が大阪市の副首都推進局に係る大阪府の職員の給与及び、賞与を立替させているが、それに伴う適正な利息を大阪府に対し、支払を求めることの措置を講ずる請求せよ。
- （2）大阪府職員の残業手当及び管理職手当を精査の上、違法な公金支出を返還させる為に必要な措置を講ずるよう請求せよ。

2 請求の受理

本件請求は、大阪市が副首都推進局に係る大阪府職員の給与等の立替に関して適正な利息の請求を行っていないことが公金の徴収を怠る事実にあたることとなされたものとして、地方自治法（以下「法」という。）第242条の要件を満たしているものと認め、受理することとした。

なお、請求人は、不確実な残業手当及び不明瞭な管理職手当が違法な公金支出となっていると指摘するが、具体的な理由をもって違法不当事由の摘示がなく、法第242条の要件を満たさないため監査対象とはしない。

3 監査の結果（棄却）

本件請求について次のように判断した。

（1）本件給料等及び本件負担金の支払の性質

一般に立替払とは、本来の債務者から委託等をうけた第三者が、債務者に代わって当該債務を弁済することであると考えられている。この場合、弁済を行った第三者は、本来の債務者に対して償還請求権を有し、弁済の日から利息を請求することができる（民法第650条第1項参照）。

本件府職員は、大阪市長に選任されたことにより、法の規定に基づき、大阪市の職員とみなされ、本件給料等を含む副首都推進局に要する経費は、大阪市の歳入歳出予算に計上して支出することとされている。したがって、本件給料等の支払は、大阪市の自らの職員に対する給与及び賞与の支給等であって、大阪市自らの債務の履行と評価すべきものである。

また、本件給料等に係る大阪府の負担金（以下「本件負担金」という。）は、法の規定に基づき、大阪府及び大阪市が負担すべき本件給料等を含む副首都推進局に係る経費について、大阪府知事及び大阪市長の協議により大阪府に負担を求める旨、副首都推進局関係費用の負担等に関する協定書（以下「本件協定書」という。）に定められたものの一部であり、その支払期限等についても本件協定書に定められている。

確かに、副首都推進局共同設置規約（以下「本件規約」という。）により、本件府職員に対する給与が大阪府の条例の規定に基づき支給される額と定められ、これがすべて大阪府の負担とされているため、大阪市による本件給料等の支払及び大阪府への本件負担金の請求は、実質的には給与等の立替払とその償還請求に類似した状況にある。しかしながら、大阪市自らの債務の履行である本件給料等の支払及び本件協定書に基づく本件負担金の請求は、立替払及びその償還請求とは法的には全く異なるものと考えらるべきである。

（2）本件負担金に係る利息の有無

利息債権は、一般に、当事者の合意等の法律行為か、法律の規定によって生じるとされる。

本件負担金は、本件規約及び本件協定書という、大阪府及び大阪市の合意文書に基づき発生するものである。そして本件協定書によると、本件給料等には、給与、職員手当等、共済費及び委託料の支出費目で支出された、本件府職員の人件費等が含まれ、本件負担金は、本件給料等の額について、大阪市の請求日から30日以内に支払う旨期限が定められており、期限までの間の利息についての定めはない。したがって、本件負担金について、支払期限までの間利息が生じる旨の当事者の合意は認められない。

また、法は、共同設置内部組織に要する経費は、関係普通地方公共団体がこれを負担すると定めるのみであり、負担金について支払期限までの間に利息が生じる旨の法律の規定は認められない。
よって、本件負担金について、支払期限までの間に利息は生じないと考えられる。

(3) 本件負担金に係る大阪府及び大阪市の合意の違法性等

法は、共同設置内部組織に要する経費は、関係普通地方公共団体がこれを負担すると定めるのみであり、経費の負担についていかなる合意を行うかは、当該地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられている。

したがって、当該合意に係る長の判断が著しく合理性を欠き、長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用すると認められる場合にのみ、当該合意が違法又は不当となるところ、共同設置内部組織の職員の給料等について、その支給から負担金の支払期限までの利息を付す旨の合意をしないことは、負担金の支払が給与支給と同一年度内という比較的短期間のうちになされることなどに鑑み、著しく合理性を欠くものとは認められない。

また、I R推進局や大阪都市計画局に係る費用の負担等に関する協定書においては、大阪府知事による同局の職員への選任時に大阪市に属する職員に関する給料等について、大阪府が支払い、大阪市に対してその額の負担を請求することが定められているが、同様に給料等の支払から負担金の支払期限までの利息を付す旨の合意はなされていない。

よって、本件協定書において、給料等に係る負担金について、利息を付する旨合意しなかったことについて、裁量権を逸脱又は濫用するものとは認められない。

以上のとおり、本件負担金について、支払期限までの間に利息が生じることはない認められる。

よって、本市職員に、公金の徴収を怠る事実は認められない。

以上の判断により、本件請求には理由がない。